



台風第 19 号 関連情報
住宅の応急修理について



ターゲット 13. 1

令和元年 10 月 25 日
郡山市建設交通部
住宅政策課
TEL : 924-2631

【10/25 21:00 送信】

台風 19 号に係る住宅の応急修理について、受付を開始しましたのでお知らせします。
詳しくは、下記ウェブサイトをご覧ください。

【住宅の応急修理制度について】

災害により住宅が一部損壊(損害割合 10%)以上の被害を受け、自ら修理する資力のない世帯
に対して、災害救助法に基づく応急修理を実施します。

※応急修理の範囲は、

- ①屋根等の基本部分
- ②ドア、窓等の外部に面した開口部
- ③上下水道等の配管・配線
- ④トイレ等の衛生設備

のうち日常生活に必要欠くことのできない部分でより緊急を要する箇所です。

※応急修理は市が業者へ依頼して実施します。(原則として指定業者名簿からの選定となりま
す。)

※市から業者に対する修理依頼前に工事着手している場合や支払が終了している場合は応急
修理制度の対象となりません。

※詳細は、お問合せください。

【活用できる方】

以下の全ての要件を満たす世帯

- (1)当該災害により一部損壊(損害割合 10%以上)、半壊又は大規模半壊の住家被害を受けたこと。
全壊は応急修理によって居住が可能となる場合は対象。
- (2)応急修理によって避難所等への避難を要しなくなること。
- (3)応急仮設住宅等(民間借上げを含む)を利用しないこと。
- (4)一部損壊及び半壊の住家被害を受けた世帯は、平成 30 年の世帯所得が基準以下であること。

【受付場所】 被災者支援総合窓口 (市役所本庁舎 2 階正庁 TEL. 0800-800-5333)

【お問合せ】 住宅政策課 (市役所本庁舎 3 階 TEL. 024- 924-2631)

郡山市ウェブサイト (ホーム>台風第 19 号に係る各種支援制度>住宅の応急修理について)
<https://www.city.koriyama.lg.jp/taihu19/21142.html>